

全労済協会 慶應義塾大学経済学部寄附講座

「生活保障の再構築 ～自ら選択する福祉社会～」

第9回 2018年11月29日

「発達障害を手掛かりとして考える 合理的配慮とは？」

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク前事務局長 橋口 亜希子氏

NPO法人そらいろプロジェクト京都 理事長 赤松 隆滋氏

■発達障害を取りまく現状

橋口氏 私は発達障害者の親で、9月末まで、一般社団法人日本発達障害ネットワークの事務局長や厚生労働省社会福祉審議会障害者部会の委員を務めていました。発達障害者の当事者からは「支援者の勝手な支援で困っている」との声が聞かれます。

広範性発達障害には、言葉の発達の遅れがある「自閉症」と、言語発達よりも不器用さが顕著な「アスペルガー症候群」があります。また、集中力に欠けてじっとしてられない「注意欠陥多動性障害（ADHD）」、読み書き・計算等が極端に苦手な「学習障害（LD）」なども発達障害です。当事者の困りごとは、こだわりが強く、言葉を表面的に受け取り、本意を汲み取りづらい、感覚の過敏または鈍感さなどが挙げられます。発達障害は情報処理障害とも言えるのです。

障害者差別解消法は、対象を「発達障害を含む」「障害者手帳の所持者に限られない」と明記しています。発達障害の人は、手帳や診断の有無、本人や周囲の気づきの有無で、どちらの場合も存在します。障害者差別解消法は「すべての人が対象になる」という認識が重要です。

2016年の発達障害者支援法の改正で、環境調整の重要性、個別の教育支援計画の推進、家族への情報提供・適切な支援などが新たに明記されました。よく言われる「親が変われば子どもも変わる」の前に、「親を支えれば子どもも変わる」であると痛感します。

児童福祉法で発達障害が位置づけられた2010年より前は、障害者福祉サービスを使えませんでした。つまり、発達障害者支援法が成立し、きちんと定義づけされたことはとても画期的だったのです。発達障害の人たちの困りごとは、社会全体の困りごととも言え、発達障害者の課題に向き合うことが、社会の課題を解決するきっかけになります。発達障害者は社会の理解がまだ浅い点ではマイノリティですが、その価値を認めることで、選択肢も広がるのです。

■発達障害における合理的配慮

では、合理的配慮について、アドボカシーと合意形成の視点から考えます。アドボカシーとは「当事者や家族が権利や利益を守るため、自身の意志で自由に決定・行動し、他者に要求できる」ことです。発達障害は自身の力で、自分の思いや考えを十分に伝えられない、その不器用さや困難さに周囲が目を向けることが大切です。まずは当事者が思いを伝えられる、選択できるように、意思の「疎通」「表明」「決定」への支援に基づき、発達障害への合理的配慮が行われることが大前提で

す。ところが周囲が良かれと勝手な決めつけで「選択する自由」を奪っていないか、支援者は常に問うことが必要です。

発達障害の合理的配慮を実現するには、当事者が腹立たしく思っていないか／当事者の気持ちを推察できているか／プライドを傷つけていないか／信頼を得られるか／自分の倫理で対応していないか／その人らしく生きているか／その人の特徴をなくしていないか、といった観点が求められます。

障害者団体の存在意義が大きくなるほど、比例して財政が厳しくなり、存続不可能な状況に陥っていきます。助成金などへの依存で経済的に自立できない状況を変えられないか、障害者団体が利益を上げるしくみができないかを考えています。このアンバランスを解決するアイデアを募っています。最後に、発達障害の課題が社会の課題であるなら、発達障害者の幸せは社会の幸せにつながります。発達障害を手掛かりに社会の課題を解決できればと考えています。

■障害の子どもたちにプロとして支援を —活動事例紹介—

赤松氏 京都で美容師をしています。ハサミを通して子どもと関わったら、と就学前のお子さんを対象に「チャイルドカット」講座を実施していたところ、発達障害のお子さんのお母さんから「一般的な美容・理容店で、1人でカットできるようにさせたい」と相談されたのが、今の活動のきっかけです。本人が自立して生きるために、一つでもできることを増やしてあげたいという熱い思いが、とても衝撃的でした。

そこで、子どもたちが日常を過ごしている支援学校・児童館・幼稚園・自宅などでカットする「スマイルカット」を2010年に始め、子どもも大人も、みんなが笑顔でカットできるようにとの思いで活動しています。何年も活動を積み重ねて、わかったことは、発達障害を持つ子の中には、じっとしているのが苦手で、緊張感や不安、逆に喜びからくる興奮などで、動いてしまう子がいるということでした。つまり、「よく動く子だからカットが大変」ではなく、「動く原因には、何か不安や嫌なことがあるのか、その子に私たちは何ができるのか」という視点が重要だったのです。

多動の子だけでなく、感覚過敏など、延べ2500人の発達障害や身体にハンディキャップのある子などいろいろな障害の子と関わり、一人ひとり、歩幅が異なることを知りました。必要なのは、障害への少しの配慮と、一人ひとりの得意、不得意に合わせる視点です。発達障害の子は「困らせる子」ではなく「困っている子」で、僕たちにできるのは、笑顔で手を差し伸べることです。NPO法人を立ち上げ、全国美容師にも「美容のプロである僕たちが困っている場合じゃない。困っている子どもたちをプロとして受け入れてほしい」との思いで活動しています。独学で発達障害を学び、何より、子ども一人ひとりと試行錯誤しながら関わるのが大きな学びとなりました。やってみてダメなら考えて変えればいいと思います。皆さんは将来いろいろな職種に就くと思いますが、それぞれのプロが「任せて」と言えれば、もっと優しい世の中になるだろうと思います。

<文責：全労済協会調査研究部>